OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	侵食される「モデルリージョン」ー右傾化するポーランドとドイツ人少数民族ー
Author(s)	阿部, 津々子
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/73488
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名　（阿部　津々子）	
論文題名	侵食される「モデルリージョン」 －右傾化するポーランドとドイツ人少数民族－

論文内容の要旨

本稿は、全８章および付録より成る。第１章「序論」では、本稿の目的と先行研究について述べた。ポーランドのドイツ人少数民族は、大部分が上シュレージエン地方、特にオポレ県に集中しており、同県の人口の約 10%を占めている。かつて民族紛争のるつぼであった上シュレージエン地方は、ポーランドの民主化と欧州連合（EU）加盟を契機に、ドイツ人とポーランド人の和解の模範例となり、「多様性の中の統一」をモットーに掲げる EU の「モデルリージョン」と呼ばれるまでに発展した。しかし、2015 年以降、急速に右傾化が進行するポーランドにおいて、この「モデルリージョン」は二重の侵食に苛まれ、存続の危機に直面している。一つ目の侵食とは、グローバル化によって加速した人口の流出と民族的アイデンティティの喪失という内部からの侵食であり、二つ目の侵食とは、2017 年に右派政権が強行した「オポレ市拡大」により、旧来のドイツ人コミュニティが分断され、二言語地名標識が撤廃されるなど、少数民族の権利が一部侵害されたことによる外部からの侵食である。本稿の目的は、この二重の侵食の詳細を明らかにし、求心力の低下と加盟国の右傾化に苦悩する今日の EU において、ドイツ人少数民族がどのような役割を果たすのかを明らかにすることである。

第２章では、第二次世界大戦終結から、2015 年までのドイツ人少数民族の歴史を振り返った。ポーランドは第二次次世界大戦後、国境の移動、住民の入れ換え、ドイツ系住民の追放によって民族構成が大きく変化したが、ポーランド領となった後も故郷に残留した 200 万人を超えるドイツ系住民は、社会主義ポーランドでその存在を公式に認められず、政府が標榜する「ポーランド単一民族国家神話」の下で、ドイツ語の使用を禁止され、姓名をポーランド風に改めさせられるなど過酷な同化政策に晒された。社会主義時代の圧政と経済的苦境、ポーランドと東西ドイツ間の国際情勢等を背景として、数度にわたる移民の波が主に西ドイツへ向けて起こり、ポーランド国内のドイツ系住民の数は減少の一途を辿った。独立労組「連帯」が、1981 年 10 月 7 日のグダニスク総会において、少数民族保護のための決議を挙げるなど、変化の兆しは民主化以前からすでに見られたものの、少数民族を取り巻く状況が一変したのは、1989 年のポーランド民主化以降のことである。ポーランドのドイツ人少数民族は、1989 年 11 月 14 日の「ドイツ・ポーランド共同声明」で初めてその存在を公式に認められ、1991 年に「ドイツ・ポーランド善隣友好協力条約」が締結されると、組織化が進められ、学校においてドイツ語の授業が次々に開講された。

第３章では、ポーランドの民主化以降に整備されたドイツ人少数民族の保護に関する国際法およびポーランド国内法の内容について詳述した。これらの条約および法令は互いに密接な関係にあり、立体的かつ有機的な法体系を構築している。冷戦当時の西欧において、本来、地域少数言語を話者の減少から保護する目的で策定された欧州地域少数言語憲章の施行が検討されていたさなか、ベルリンの壁が崩壊してユーゴスラヴィア紛争が勃発し、民族紛争が欧州の安全保障を揺るがしかねない脅威であるとの生々しい認識が、欧州評議会および全欧安全保障協力会議/機構（CSCE/OSCE）の加盟国間で共有された。このことにより、CSCE/OSCE に少数民族高等弁務官が設置され、欧州地域少数言語憲章が想定していなかった人権保障規定が、1992 年に採択された欧州少数民族保護枠組条約に盛り込まれることとなった。1997 年に施行されたポーランド共和国憲法は少数民族の存在を明記しており、この憲法の規定を受けて 2005 年に成立した「少数民族法」は、枠組条約が要請する少数民族に対する積極的保護の具体的内容を定めている。ポーランドが「少数民族法」と同じ内容で欧州地域少数言語憲章を批准したことで「少数民族法」が欧州法体系に組み込まれ、ポーランドにおける少数民族保護のための法制度は強固なものとなったかに思われた。しかし、「法と正義」が実施した司法制度改革により、ポーランドの民主主義と司法制度が健全に機能しなくなり、2017 年の「オポレ市拡大」に伴うドイツ人少数民族の権利縮小に際して、少数民族保護のための法制度の脆弱性が露呈することとなる。

前章で検討した「ドイツ・ポーランド善隣友好協力条約」は、ポーランドのドイツ人少数民族と、ドイツに在住するポーランド出身者を相互保護の対象に定めているが、前者が少数民族に認定されて手厚い保護を受けているのに対し、後者はドイツで「ポロニア」と呼ばれるポーランド出身の移民として扱われており、ドイツ国内法におい

ても「ポロニア」は少数民族に認定されていない。この「不均衡」について、2012 年に「法と正義」のヤロスワフ・カチンスキ元首相が、「ポーランドのドイツ人少数民族の権利を、ドイツに在住するポーランド出身者程度に引き下げることで不均衡を是正すべき」と発言し物議を醸した。そこで、第 4 章では、ドイツに在住する「ポロニア」について論ずることにした。彼らはつまり、ポーランドにおけるドイツ人系住民のうちドイツに移住した人たちで、彼らの多くは、ポーランドにおいて少なくとも部分的にドイツ人のアイデンティティを持っていた人たちなのだが、移住した時期や動機、民族的アイデンティティの複合性は実に様々であることがわかった。

第 5 章では、ポーランドにおけるドイツ人少数民族の社会状況と、ドイツ人少数民族が抱える「人口減少と高齢化」および「ナショナル・アイデンティティの衰退」という内的危機について考察した。少子高齢化と、グローバル化の浸透による就労世代の国外や都市部への流出は EU 加盟国に共通する問題であるが、ドイツ人としての民族的アイデンティティが衰退し、「シュレージエン人」という地域アイデンティティに急速に取って代わられていることに関しては、事態はより深刻である。なぜなら、「シュレージエン人」および「シュレージエン方言」は、「少数民族法」および欧州地域少数言語憲章において、エスニック・マイノリティーおよび地域言語として認定されておらず、これは、ドイツ人少数民族の民族的アイデンティティが地域アイデンティティに移行すれば、直ちに国際法および国内法の保護の対象から除外されることを意味するからである。本章ではさらに、2010 年のポーランド統一地方選挙前後に急速な成長を見せた「シロンスク自治運動（RAŚ）」の組織とその政治的主張を検証した。

第 6 章では、2015 年以降のポーランドのドイツ人少数民族を取り巻く政治状況の変化について考察した。2015 年 10 月に実施されたポーランド上下院総選挙では、経済的停滞から EU への不信感が広がり、さらに、難民受け入れの問題が選挙戦の主要な争点の一つとされたことで、EU に懐疑的な右派政党「法と正義」が大躍進を遂げた。同党の政権獲得以降、メディア法の改正や司法改革などが相次いで実施され、これらの政策が民主主義への脅威にあたるとして、EU 委員会が繰り返し懸念を表明している。2016 年に、欧州文化首都に選定されたブロツワフにおいて「欧州少数民族連合（FUEN）」の年次総会が開催され、この総会において、右派政権が実施を計画していた「オポレ市拡大」について報告がなされ、これがオポレ県のドイツ人少数民族の権利侵害につながることが認識されたため、「オポレ市拡大に反対する緊急決議」が挙げられた。しかし、「オポレ市拡大」は計画通り 2017 年に強行され、この行政区画の変更によりドイツ人少数民族の権利が縮小した。もとより人口減少に苦しむオポレ郡の町村自治体が、部分的にオポレ市へ編入されたことにより、旧来のドイツ人コミュニティが分断され、二言語地名標識が撤廃されるなど、さらなる打撃を受けたのである。これは 1989 年の民主化以降、ポーランドのドイツ人少数民族が経験した初めての権利の後退であった。これらの町村自治体では、オポレ市の拡大に反対するデモが行われ、オポレ県の「ドイツ人少数民族文化協会（SKGD）」と「在ポーランド・ドイツ人少数民族社会文化協会連合（VdG）」は、FUEN や欧州議会などの国際機関に、この行政区画変更の経緯を報告するなどの活動を展開し、一定の理解を得たものの、少数民族保護のための EU 共通の法制度が現存しないため、有効な対策を講じることができなかった。本章ではさらに、2018 年の統一地方選挙におけるドイツ人少数民族の選挙人委員会の得票結果について分析した。

第 7 章では、前章で論じた少数民族の権利侵害に対抗する有効な手立てとして、FUEN が推進する、EU の共通少数民族保護法の制定に向けた、EU 市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアティブ」について詳述した。EU 市民発案とは、EU におけるいわゆる「民主主義の赤字」問題を解消すべく、2011 年に導入された直接民主制のうちの一形態である。FUEN のメンバーは EU の共通少数民族保護法の制定に向け、専門家チームとともに、2011 年に EU 市民発案「マイノリティ・セーフパック・イニシアティブ」の活動を開始した。同市民発案は、2013 年に一度登録を拒否されたものの、訴訟手続きを経て再申請にこぎ着け、2018 年 4 月 3 日の期限までに EU 市民 100 万人以上の署名を集めることに成功した。FUEN は 2019 年現在、EU 議会における「マイノリティ・セーフパック・イニシアティブ」のための公聴会の開催に向けて活動を続けている。EU 市民発案は、結果だけではなく、その手続きの過程においても、EU の民主主義を補完する役割を果たしているのである。

第 8 章では結論を述べた。本稿で論じた二重の侵食による存続の危機に直面しながらも、果敢に挑戦を続けるドイツ人少数民族の行動は、ポーランドの民主主義と法治国家性を補強し、求心力の低迷と加盟国の右傾化に苦悩する EU を「多様性の中の統合」というモットーに適合させるための原動力となりつつある。巻末の付録には、シュレージエンとマズーレンのドイツ人少数民族の代表者に対する往復電子書簡およびインタビューの全訳を附した。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　阿部　津々子　）		
	（職）	氏　名
論文審査担当者	主査　教授　我田　広之 副査　教授　森　祐司 副査　准教授　小川　敦	

論文審査の結果の要旨

本論文は、ポーランドのドイツ人少数民族の大半が居住するシュレージエン地方を取り上げ、その社会的文化的現状を「モデルリージョン」に対する二重の侵食という観点から考察した上で、求心力の低下が懸念されるＥＵと右傾化の進行するポーランドにおいて、彼らが今後どのような役割を果たしうるのか、検討しようとするものである。

全体は８つの章からなり、第１章で本研究の目的および先行文献の概要を記述したのち、第２章では本研究の背景としてポーランドにおけるドイツ人少数民族の歴史を、第二次世界大戦後から社会主義時代までと1989年の民主化以降とに区分してまとめている。続く第３章はポーランドの民主化以降に整備された少数民族保護のための法制度について、欧州評議会の国際条約、ドイツ・ポーランド二国間条約、ポーランド国内法の３レベルに即して、その内容を詳述している。第４章ではポーランドのドイツ人少数民族の権利について議論を進めるために、その比較対照項として、ドイツにおけるポーランド出身者の社会状況が検討されている。第５章はポーランド在住のドイツ人少数民族に関して、その社会状況をあらためて人口分布、組織、政治参加とメディア、言語教育といった観点から取りまとめたのち、ドイツ人少数民族に対する「内側からの侵食」として「人口減少と高齢化」および「ナショナル・アイデンティティの衰退」という問題が考察されている。第６章では2015年以降のポーランドにおける政治状況の変化とドイツ人少数民族との関係が扱われ、とりわけ急速に顕著化する右傾化の中で、2017年に実施された「オポレ市政800周年祭」および「オポレ市拡大」によるドイツ人少数民族の権利縮小という「外側からの侵食」について、現地で行なったインタビュー調査も交えて分析が加えられている。第７章では、前章で論じた少数民族の権利侵害に対抗する有効な手立てとして、ＥＵ市民発案「マイノリティー・セーフパック・イニシアティブ」が紹介され、ＥＵの共通少数民族保護法の制定に向けた活動が説明されている。最後に、第８章はこれまでの総括として結論を述べ、ドイツ人少数民族に対して、ポーランドの民主主義と法治国家性を補強する役割への期待が表明されている。

以上のような内容の本論文に関しては、とりわけ次の点が評価される。

1. 日本ではまだあまり言語文化的研究の進んでいないシュレージエン地方を取り上げ、当該地域の現代における政治的社会的ダイナミズムについて、「二重の侵食」という独自の分析枠組みを提示している。
2. 論文全体を通じて「グローカル」（グローバル＋ローカル）な問題意識が強調され、その複眼的な思考に基づいた議論を説得力ある明快な文章によって展開することに成功している。
3. ポーランドの少数民族保護のための法制度について、ＥＵにおけるそれの発展と通時的に関連させながら、行き届いた論点の整理を行ない、最新の動向に至るまで過不足なく把握している。

ただし、審査の過程において、少数民族の広範な生活領域を対象とするために学問的な考察が浅いままの論点が散見される、論述の部分相互の関連付けがまだ不十分であるなど、今後の体系的な研究に向けて改善を要する点についての指摘があった。しかし、それらも決して本論文全体の価値を損なうものではなく、むしろ本論文の多岐にわたる考察の成果は、この分野における今後の研究にとって重要な端緒となりうるものであり、また本研究で実施されたインタビューを題材にして言説分析等の研究を進めることも期待される。

以上のことから、本論文は博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認める。

なお、本論文について、チェックツール“iThenticate”を使用し、剽窃、引用漏れ、二重投稿等のチェックを終えていることを申し添える。